

事前調査結果報告書記載例(続き)

調査結果の概要

1. 特記事項 (建材ごとの調査の結果、調査不能の箇所、改修の場合は調査対象外の箇所等を記入)

1 せっこうボード

部屋番号 No7 ばら組の天井と壁の一部、No13 ひまわり組の天井、No17 ちゅーりっぷ組の天井、No23 すみれ組の天井、No28 多目的ホール(遊戯室) No34 休憩室の天井と壁、No38 図書コーナーの天井、No41 乳児室ホフク室の天井、No45 職員室の天井と壁の一部、No46 乳児室ホフク室の天井、No47 和室の天井と壁、No49 医務室の天井、No51 倉庫の天井の捨て貼り、No52 職員用玄関内の天井と壁の一部に使用されていた。

各部屋とも裏面確認により、吉野石膏準不燃第 2015 号を確認し、無含有と判断した。点検口にもせっこうボードが使用されており、裏面確認により不燃 NM8619 を確認し、無含有と判断した。【添付資料 No2】

2 ジュラックスロック塗

上記表記の各部屋 (No49 医務室と No51 倉庫を除く) の天井や壁のせっこうボードの上に、ジュラックスロック塗が使用されている。施工面積が多く石綿含有の可能性があるため、分析を行った。結果は、無含有であった。【分析結果報告書 No8】

3 ロックウール吸音天井板 (ダイロートン)

部屋 No51 倉庫の天井に使用されており、過去に石綿含有事例があったため分析を行った。結果は、石綿含有 (クリソタイル) であった。部屋 No51 倉庫の天井は、二重貼り施工となっており下地にせっこうボード (無含有建材) の上に、ロックウール吸音天井板 (ダイロートン) 石綿含有建材が施工されており、改修工事や解体工事の際は、ロックウール吸音天井板とせっこうボードを別々の除去を行えば石綿飛散が起るため、十分な注意が必要とされる。【分析結果報告書 No7】

4 グラスウール・セルロースファイバー

部屋 No4 玄関 1 から No30 倉庫 (遊戯室) 建物の西側の天井裏に、グラスウールが敷き込まれた上にセルロースファイバーが吹き付けられており、部屋 No35 調理室便所から No52 職員用玄関内の建物の東側の天井裏には、グラスウールだけが使用されていたが、グラスウールとセルロースファイバー自体は 無含有材料なので無含有と判断した。【添付資料 No3 No4】

5 浅野 FG ボード (石綿含有その他パネルボード)

部屋 No6 廊下 1 と No39 廊下 2 の天井に使用されており、材料の裏面確認により浅野 FG ボードと確認した。この材料は、国土交通省の石綿含有データベースの資料から石綿含有 (クリソタイル) と記されており、石綿含有と判断した。【添付資料 No5】

6 ジブボン-S (石綿含有スラグせっこう板)

部屋 No31 食品庫前室の壁と天井、No32 食品庫の壁、No50 湯沸室の壁と天井に使用されており、材料の裏面確認によりジブボン-S と確認した。この材料は、国土交通省の石綿含有データベースの資料から石綿含有 (クリソタイル) と記されており、石綿含有と判断した。【添付資料 No6】

7 ニチアスラックス (けい酸カルシウム板第 1 種)

部屋 No33 調理室の天井、No36 勝手口 (調理室踏込) の天井に使用されており、材料の裏面確認によりニチアスラックスと確認した。この材料は、国土交通省の石綿含有データベースの資料から石綿含有 (クリソタイル・アモサイト) と記されており、石綿含有と判断した。けい酸カルシウム板第 1 種は、石綿則改正により特定石綿含有成形品に指定され除去等の取扱いについては、十分な注意が必要な石綿含有品である。【添付資料 No7】

8 石綿板 (けい酸カルシウム板第 1 種)

部屋 No1 テラス 1 の天井、No11 児童トイレ 1 手洗い流しの天井、No12 児童トイレ 1 の天井、No21 児童トイレ 2 手洗い流しの天井、No22 児童トイレ 2 の天井、No35 調理室便所の天井、No40 職員用便所の天井、No43 調乳室の天井、No44 便所・沐浴室の天井、No53 職員用玄関外の天井、No54 バスのりばの天井、No59 外壁 (東面調理室) の軒天に、石綿板が使用されており、過去に石綿含有事例があったため分析を行った。結果は、石綿含有 (クリソタイル・アモサイト) であった。裏面表示情報では、不鮮明で確定できなかったが、これによりニチアスラックスの可能性が高くけい酸カルシウム板第 1 種であると判断した。けい酸カルシウム板第 1 種は、令和 2 年公布の石綿則改正により特定石綿含有成形品に指定され、除去等の取扱いについては十分な注意が必要な石綿含有品である。【分析結果報告書 No6 No9 No10】

9 長尺シート

1 部屋 No4 玄関 1、No5 玄関 2、No11 児童トイレ 1 手洗い流し、No21 児童トイレ 2 手洗い流し、No41 廊下 2 No50 湯沸室の床に使用されており (平成 16 年の改修工事時)、過去に石綿含有事例があったため長尺シートと接着剤を一緒に分析を行った。結果は、石綿含有 (クリソタイル) であった。